

手数料に関する規則の一部改正について

1 手数料に関する規則 (平成16年5月6日通知)

(下線部変更)

新	旧
<p>(DVP 基本利用料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の DVP 基本利用料は、次の各号に定める金額の合計額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社が、業務方法書第70条第1項に規定する融資枠契約に基づいて流動性供給銀行に対して支払う手数料 (<u>参加者基金所要額に関する規則別表第3項第1号に規定する流動性基本総額から同表第1項に規定する参加者基金基本総額を減じて得た額相当分に係る手数料に限る。</u>) に相当する金額につき、当該 DVP 参加者の<u>参加者基金所要額 (同項に規定する基礎所要額及び追加所要額に限る。)</u> に応じ、月ごとに按分して得た金額</p> <p>3 (略)</p>	<p>(DVP 基本利用料)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の DVP 基本利用料は、次の各号に定める金額の合計額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社が、業務方法書第70条第1項に規定する融資枠契約に基づいて流動性供給銀行に対して支払う手数料 (<u>流動性基本総額 (同第69条第1項の規定に基づき当社が差引受取参加者に対する支払債務を履行するのに足りる必要最小限の資金総額として当社が別に定める額をいう。)</u> から参加者基金所要額に関する規則別表第1項に規定する参加者基金所要総額を減じて得た額相当分に係る手数料に限る。) に相当する金額につき、当該 DVP 参加者の<u>参加者基金所要額</u> に応じ、月ごとに按分して得た金額</p> <p>3 (略)</p>

2 附 則

この改正規定は、平成29年3月31日以後の当社が定める日から施行する。